平成２４年（フ）第３６３号
宮崎市橘通西５丁目２番31号　江坂商会社員寮403号
債務者　久保　穣子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６８号
宮崎市佐土原町上田島1868番地１　サンクレスト102号
債務者　内村真由子（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７５号
宮崎市下北方町常盤元1003番地２　キングスオブザパーク神宮202号
債務者　木藤　由美（旧姓松石）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６７号
鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地２　市営前田平住宅３号棟402
債務者　松永　明彦
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
盛岡市津志田西２丁目12番45号　Ｋブランシェ Ｆ201号
債務者　佐々木祐治
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３２８号
盛岡市大通３丁目10番31―210号、住民票上の住所盛岡市上田堤１丁目16番９号
債務者　熊倉由美子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７８号
宮城県石巻市大森字町頭２番地、前住所宮城県石巻市門脇字三番谷地１番地の199
債務者　後藤　　茂
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
石川県加賀市山中温泉中田町ホ207番地
債務者　田　　幸夫
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１０６号
石川県能美市浜町ル73番地１
債務者　山田　竜二
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１０８号
石川県加賀市河南町179番地２
債務者　松**薙**　　実
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７５号
高知県四万十市右山351番地３　西南マンション２Ｆ15
債務者　松岡　桂子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第４６１６号
大阪市住吉区山之内４丁目13番１―801号
債務者　北出由紀子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３８号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26番３号　アポロマンション26号
債務者　野畑　幸子（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８５号
大阪市城東区今福南４丁目６番37―102号
債務者　長嶺　敏**隆**
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６２号
大阪府寝屋川市下木田町６番７号
債務者　井上　真喜（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５８号
大阪市旭区新森７丁目15番２―403号
債務者　守屋　圭祐
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７０号
大阪府八尾市南植松町２丁目31番地の16
債務者　長江　信一
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部